理事長選任細則

2011年5月19日制定2013年5月22日改定2015年5月27日改定2022年6月15日改定

(目 的)

第 1 条 この細則は、公益法人日本麻酔科学会(以下、「この法人」という.) の定款第29条2項に基づき、理事長の選任に関し必要な事項を定める.

(対象)

第 2 条 次期理事長は理事候補者の内,全国区理事より選任する.

(選出の方法)

- 第 3 条 社員総会での理事選任決議終了後に開催する理事会で次期理事長を選任するに際して、事前に全 国理事候補者を被選挙人とする選挙(以下、「予備選挙」という.)を行う.
 - 2 予備選挙は、当該理事長が就任する前年度に行う.
 - 3 次期理事長を理事会で選任するにあたり、当該理事は事前に理事候補者会議を開催し、予備選挙の結果を確認した上で、理事候補者の投票により理事長候補者を選出する.

(予備選挙の時期・方法)

第 4 条 予備選挙は、当該年度の理事候補者を選任後、郵送又は電磁的方法をもってすみやかに行う。

(予備選挙の選挙人)

- 第 5 条 予備選挙の選挙人は、翌年度の代議員就任予定者とする.
 - 2 被選挙人の中で次期理事長就任への希望がある者は投票前に選挙管理委員会が定める所定の方法で意思表示ができる.

(予備選挙の管理)

第 6 条 予備選挙の管理は、選挙管理委員会が行い、選挙管理委員会委員長は、予備選挙の結果をすべて、 その時の事務局長及び理事長に報告しなければならない。

(予備選挙の公示)

第 7 条 その時の理事長は、予備選挙の結果を同選挙の選挙人に、総投票数及び氏名とその得票数を公示 しなければならない。

(次期理事長の選出)

- 第 8 条 理事候補者は、予備選挙の結果が判明次第、すみやかに理事候補者会議を開催し、次期理事長候補者を選出しなければならない。
 - 2 理事候補者会議による会議の議長は、出席者の内、最年長者が就任する.
 - 3 予備選挙で次期理事長就任への意思表示をした者は、改めて投票前に意思表示ができる.
 - 4 次期理事長候補者の選出のための投票管理は、事務局長が行う.
 - 5 次期理事長候補者は、理事候補者の投票による1位の者とし、事務局長はその結果をその時の理 事長に報告しなければならない。
 - 6 投票数が同じ1位の者が複数ある場合は、その者を対象として再投票により決しなければならない。それでもなお同数の場合は、予備選挙の得票の多い者を次期理事長候補者と決する.
 - 7 理事候補者が理事に選任された後に開催する理事会で、理事長候補者を理事長に選任する.

(細則の変更)

第 9 条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

KH HII

1. この細則は2011年5月19日から施行する.